

【岡山市総合特区事業】

介護機器貸与モデル事業に関する調査報告書

岡山市

令和7年7月

目 次

I 岡山市介護機器貸与モデル事業の概要

I-1	概要及び目的	P1
I-2	利用要件・対象機器一覧	P2
I-3	令和6年度までの利用状況（全体）	P3
I-4	参考資料	P4

II 利用実績報告（各機器）

II-1	お薬のんでね！	P8
II-2	iTSUMO（いつも）2	P44
II-3	メンタルコミットロボットパロ	P113
II-4	パワーアシストグローブ	P132

I 岡山市介護機器貸与モデル事業の概要

I-1 概要及び目的

本市では、「総合特別区域における「地域活性化総合特別区域介護機器貸与モデル事業及び介護予防ポイント事業」について（平成 25 年 9 月 13 日 0913 第 3 号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「特例通知」という。）」に基づき、介護保険給付の対象となっていない福祉用具の貸与を、地域支援事業（任意事業（介護保険法第 115 条の 45 第 3 項に掲げる事業））で平成 26 年 1 月から実施している。

貸出対象の介護機器についてはこれまで計 5 回全国公募して選定しており、要件を満たす要介護者、要支援者が貸与を利用する場合の負担については介護保険制度の福祉用具貸与の仕組みに則り、自己負担額を 1 割として実施している（※1, 2）。

本事業は、モデル的な取組ではあるが実際の運用面からみれば、特定者への数週間程度の貸し出しといった試験的なものとは異なり、市内の在宅で暮らす高齢者に対し、要介護度等の要件を満たせば広く利用申請を可能とし、また利用期間についても要介護者の希望に応じた貸し出しを可能とする事業スキームとしている（※3）。

この点は、利用効果に関する定量的なデータの収集に加え、当市選定の介護機器が今後介護保険給付の対象となった場合の、利用動向を推察する上でも参考となるデータを得られるものと考えている。

本事業の目的は、**最先端の介護機器を市民に 1 割負担で貸与**できることに加えて、特に有効性が示せるものについては、**当市が貸与モデル事業にて選定した最先端の介護機器が属する種目が、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成 11 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 93 号）」に追加され、介護保険給付の適用対象となり、最先端の介護機器が在宅高齢者の自立支援や介助者の負担軽減に資することである。**

※1 平成 26 年 1 月 14 日から利用申請の受付を開始し、貸出しは翌 2 月からスタートした。

※2 自己負担 1 割の残り 9 割等は公費負担となっており、地域支援事業（任意事業）の財源が充当されている。

※3 貸与期間は申請した翌月から令和 10 年 3 月末までを基本とし、その間いつでも終了の申し出を可能としている。ケアプランの作成は不要としているが、貸与事業者に対し、利用開始・終了に関する情報のケアマネージャーへの連絡を義務付けている。

I-2 利用要件・対象機器一覧

利用者が、次の3つの項目を満たしていれば、利用申請が可能である。

- ・岡山市の介護保険被保険者であること
- ・市内の在宅で生活されていること
- ・機器ごとに設定の要介護度の条件を満たすこと

事業開始から計5回の対象機器を選定する全国公募を行い、令和6年度において、対象機器数を4製品としている。

平成25年度公募分	機器名	要介護度	自己負担額（税別）
	メンタルコミットロボットパロ（R7.3 未終了）	要介護1から5	2,000 円/月
	おだやかタイム（H30.3 未終了）	要介護1から5	648 円/月
	パワーアシストグローブ	要支援1、2 要介護1から5	1,700 円/月

平成26年度公募分	機器名	要介護度	自己負担額（税別）
	うなずきかぼちゃん（H30.3 未終了）	要支援1、2 要介護1から5	150 円/月
	ラクニエ（H28.3 未終了）	要支援1、2 要介護1から5 使用者は家族介助者	600 円/月
	快速ウォーカー（R3.3 未終了）	要支援1、2 要介護1から3	350 円/月

平成27年度公募分	機器名	要介護度	自己負担額（税別）
	ロボットアシストウォーカーRT1（H30.3 未終了）	要支援1、2 要介護1から3	1,300 円/月
	無動力の歩行支援機 ACSIVE（R3.3 未終了）	要支援1、2 要介護1から3	1,000 円/月
	自動ラップ式排泄ユニットラップポン（R5.3 未終了）	要支援1、2 要介護1から5	800 円/月
	服薬支援ロボ（R3.3 未終了）	要支援1、2 要介護1から5	500 円/月

	お薬飲んでね！	要支援 1、2 要介護 1 から 5	800 円/月
	ハートフルスロープ（R3.3 終了）	要支援 1、2 要介護 1 から 5	850 円/月
平成 29 年度公募分	機器名	要介護度	自己負担額（税別）
	e お薬さん（R3.3 未終了）	要支援 1、2 要介護 1 から 5	1,000 円/月
	トランクソリューション（R3.3 未終了）	要支援 1、2 要介護 1、2	1,400 円/月
	シャワー温浴チェア（R3.3 未終了）	要支援 1、2 要介護 1 から 5	500 円/月

令和 4 年度公募分	機器名	要介護度	自己負担額（税別）
	iTSUM02（いつも 2） ※R5.5 から貸出開始	要支援 1、2 要介護 1 から 5	1,200 円/月

I-3 これまでの利用状況（全体）

【貸与件数（年度別）】

年度	貸与機器数	新規貸与件数	累計
平成 25 年度	3 機器	39 件	39 件
平成 26 年度	6 機器	106 件	145 件
平成 27 年度	6 機器	162 件	307 件
平成 28 年度	11 機器	160 件	467 件
平成 29 年度	11 機器	83 件	550 件
平成 30 年度	11 機器	100 件	650 件
令和元年度	11 機器	103 件	753 件
令和 2 年度	11 機器	67 件	820 件
令和 3 年度	5 機器	77 件	897 件

令和4年度	5 機器	45 件	942 件
令和5年度	4 機器	79 件	1021 件
令和6年度	4 機器	56 件	1077 件

I-4 参考資料

【令和6年度貸出対象機器(パロは、令和7年3月末に終了)】

ITSUMO (いつも) 2 GPS機能を搭載した機器。靴などに取り付け、タブレット等で居所を確認することができる。  1,320 円/月 (税込)	お薬飲んでね! 光と音による促し効果で、服薬の時間等を知らせる。家族の声を録音し、その声による促しも可能。  880 円/月 (税込)
パワーアシストグローブ 空気圧ゴム人工筋をグローブ内に搭載し手指の「握る」、「開く」動作を支援。  1,870 円/月 (税込)	メンタルコミットロボ パロ A I を搭載したアザラシ型のコミュニケーションロボット  2,200 円/月 (税込)

【事業スキーム】



【特例通知】



老振発0913第3号
平成25年9月13日

岡山市保健福祉局長 御中

厚生労働省老健局振興課長



総合特別区域における「地域活性化総合特別区域介護機器貸与モデル事業
及び介護予防ポイント事業」について

地域支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する事業をいう。以下同じ。）については、介護保険法関係法令及びこれに伴う関係通知等に基づき運用しているところであるが、今般、総合特区特別区域法（平成23年法律第81号。以下「法」という。）附則第3条の規定に基づき、「地域活性化総合特別区域介護機器貸与モデル事業及び介護予防ポイント事業」については、下記のとおり取り扱われたい。

記

第1 事業内容

「地域支援事業の実施について」（平成18年老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「要綱」という。）による地域支援事業の実施においては、本事業の介護機器貸与や介護予防ポイントについては、(1)及び(2)のとおりとする。

- (1) 地域支援事業（任意事業（介護保険法第115条の45第3項に掲げる事業をいう。））における介護保険給付の対象となっていない福祉用具の貸与等の実施
- (2) 地域支援事業（介護予防事業）における、高齢者が、民間事業者等の行う健康づくりに資する事業又は介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第1号に掲げる事業をいう。以下同じ。）の担い手としての地域活動に積極的に取り組んでいることを評価したポイントの付与及び蓄積したポイント数に応じた換金等の実施

第2 同意の条件

本事業は、利用者の自立支援と民間事業者の集積に資するものとして、地

方自治体が法第 35 条第 1 項の内閣総理大臣の認定（法第 37 条第 1 項の規定による変更の認定を含む。）を申請し、その認定を受けたときは、以下の要件で実施することにより、総合特別区域内において実施される新規性のある事業であることを確認した上で、本事業の実施に同意する。

なお、以下に定める事項以外については、要綱に従って行うこと。

(1) 共通事項

- ・介護機器貸与モデル事業と介護予防ポイント事業を総合的に実施し、生活支援を充実させ高齢者の自立支援につなげること。
- ・介護機器貸与実績や介護予防ポイント利用効果等の実績データ等を蓄積し、厚生労働省老健局に実績データ等の情報を提供すること。

(2) 介護機器貸与モデル事業

将来的に介護保険給付の対象となることを目指して指定地方公共団体においてその責任でモデル事業として介護機器の貸与事業を実施するものであり、具体的には以下の要件を満たすこと。

- ・貸与事業の対象とする介護機器は、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」（平成 11 年厚生省告示第 93 号）に定める機器ではなく、また、厚生労働省老健局が示す「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」（※）の要件を全て満たすこと。
- ・貸与事業の対象の介護機器の効果については指定自治体においてデータ等を収集し、分析した上で厚生労働省老健局に報告すること。
- ・貸与事業に係る利用者の負担を介護保険給付の対象となる福祉用具貸与と同じとするなど、介護保険制度の福祉用具貸与の仕組みに則って行うこと。

※「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品ではなく、介護のために新たな価値付けを有するもの（例えば、平ベッド等は対象外）
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活で使用するもの（例えば、吸入器、吸引器等は対象外）
- 4 在宅で使用するもの（例えば、特殊浴槽等は対象外）
- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの（例えば、義手義足、眼鏡等は対象外）
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより、利用促進が図られるもの（一般的に低い価格のものは対象外）
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に

利用に支障のないもの（例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外）

(3) 介護予防ポイント事業

介護予防を充実し、高齢者の自立支援を実現し、高齢者が事業の担い手になることを目指して、介護予防ポイント事業を実施するものであり、具体的には以下の要件を満たすこと。

・65 歳以上の第 1 号被保険者で、次のいずれかに該当する者を対象に介護予防事業を実施すること。

① 要介護（支援）認定を受けていたが、状態の改善により「自立（非該当）」となった者

② 介護予防事業の担い手として活動していると指定地方公共団体が認める者

・アンケート調査や利用実績・利用者の状態像の変化等のデータ等を収集し、分析した上で厚生労働省老健局に報告すること。

・上記対象者については、1 年間の事業の結果やその効果等を踏まえ、それ以降の利用期限の導入要否を検討すること。

・事業を実施する事業者にはデータの収集等積極的な協力を求めること。

・事業実績を検証して、事業者に対して提出を求めること等も検討すること。

・介護予防事業の充実に努めていること。